

役員等実費弁償支給規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人長沼陽風会の役員及び評議員、及び評議員・選任解任委員の実費弁償費について定めるものである。

(定 義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席)

第3条 役員が理事会に出席したとき、評議員が評議員会に出席したとき、及び評議員・選任解任委員が評議員・選任解任委員に出席したときは、別表1により実費弁償費を支払うことができる。

(理事、監事及び評議員の実費弁償)

第4条 理事が理事会出席以外で法人および施設の運営のために、理事長の命を受けて、その業務にあたった場合は、実費弁償費を支払うことができる。

2 評議員が評議員会出席以外で、法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、実費弁償費を支払うことができる。

3 監事が理事会出席以外で法人および施設の運営のために、理事長の命を受けて、その業務にあたった場合は、実費弁償費を支払うことができる。

(実費弁償)

第5条 理事長が法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合は、別表2により実費弁償費を支払うことができる。

2 監事が法人及び施設の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により実費弁償費を支払うことができる。

3 理事、監事及び評議員が契約に係る入札等立会の業務にあたった場合は、別表3により実費弁償費を支払うことができる。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、研修及び法人業務のため出張する場合は、別表4により旅費等を支給することができる。

2 旅費は、別表5により実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(改 正)

第7条 本規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

付 則

平成27年9月28日一部変更

平成29年3月29日一部変更

この規程は、平成29年2月27日より適用する。

別表 1

理事会出席	交通費 5,000 円	日当 1 日 5,000 円
評議員会出席	交通費 5,000 円	日当 1 日 5,000 円
評議員選任・解任委員会	交通費 5,000 円	日当 1 日 5,000 円

別表 2

理事長業務	交通費 5,000 円	日当 1 日 5,000 円
監事監査指導	交通費 5,000 円	日当 1 日 10,000 円

別表 3

契約に係る入札等立会	交通費 5,000 円	日当 1 日 5,000 円
------------	-------------	----------------

別表 4

交通費	実費（車賃 1 k m 37 円）
日当 1 日	5,000 円
宿泊費	15,600 円を上限とし実費

別表 5

鉄 道 賃	<ul style="list-style-type: none"> (1) 普通車両料金及び急行料金並びに座席指定料金による。 (2) 普通車両料金は路程に応じ旅客運賃により支給する。 (3) 普通急行列車を運行する路線による出張で片道 50 k m 以上の場合には普通急行料金を支給する。 (4) 特別急行列車を運行する路線による出張で片道 100 k m 以上の場合には、新幹線特別料金または特別急行料金を支給する。 (5) 座席指定料金は、普通急行列車、特別急行列車及び新幹線列車を運行する路線による出張で、片道 100 k m 以上の場合に限り支給する。
船 賃	<ul style="list-style-type: none"> (1) 船賃は運賃等級の下級の旅客運賃により支給する。 (2) 運賃の等級を設けていない場合には、乗船に要する運賃を支給する。 (3) 座席指定料金を徴する航路による出張の場合には、座席指定料金を加える。
航 空 賃	航空賃は、航空路に応じ航空会社が定めた運賃による。ただし、往復料金の定めのあるものはその運賃による。
営業車賃	営業車賃は目的地に、合理的かつ公共的手段が無い場合に実費を支給することが出来る。
地下鉄及びバス賃	地下鉄及びバス賃等の額は、目的地経路において合理的な手段と認められる場合、その実費を支給することができる。
借り上げ車両	借り上げ車両による走行に使用した燃料は、別に定める現物支給とする。